

第2項 書院建築の整備

書院建築の整備については、基本構造及び意匠性を保持しながら、損傷部分の修復を行うとともに、活用のための整備を行う。

書院建築の耐震対策を行った上で、書院棟と玄関棟の玄関・ホールは建築当初の意匠を踏襲し、文化財的価値を保存するための整備とする。一方、玄関棟の和室や浴室などには受付や便益施設を設置し、また新玄関棟は貸館としての活用を目的としてトイレや管理用倉庫を整備し、書院棟と新玄関棟の北側の廊下を接続するなどの活用のための整備を行う。

整備における詳細な計画については、今後行う耐震診断の結果に応じて基本設計及び実施設計を行った上で整備を実施する。

表IV-2 書院建築の整備内容

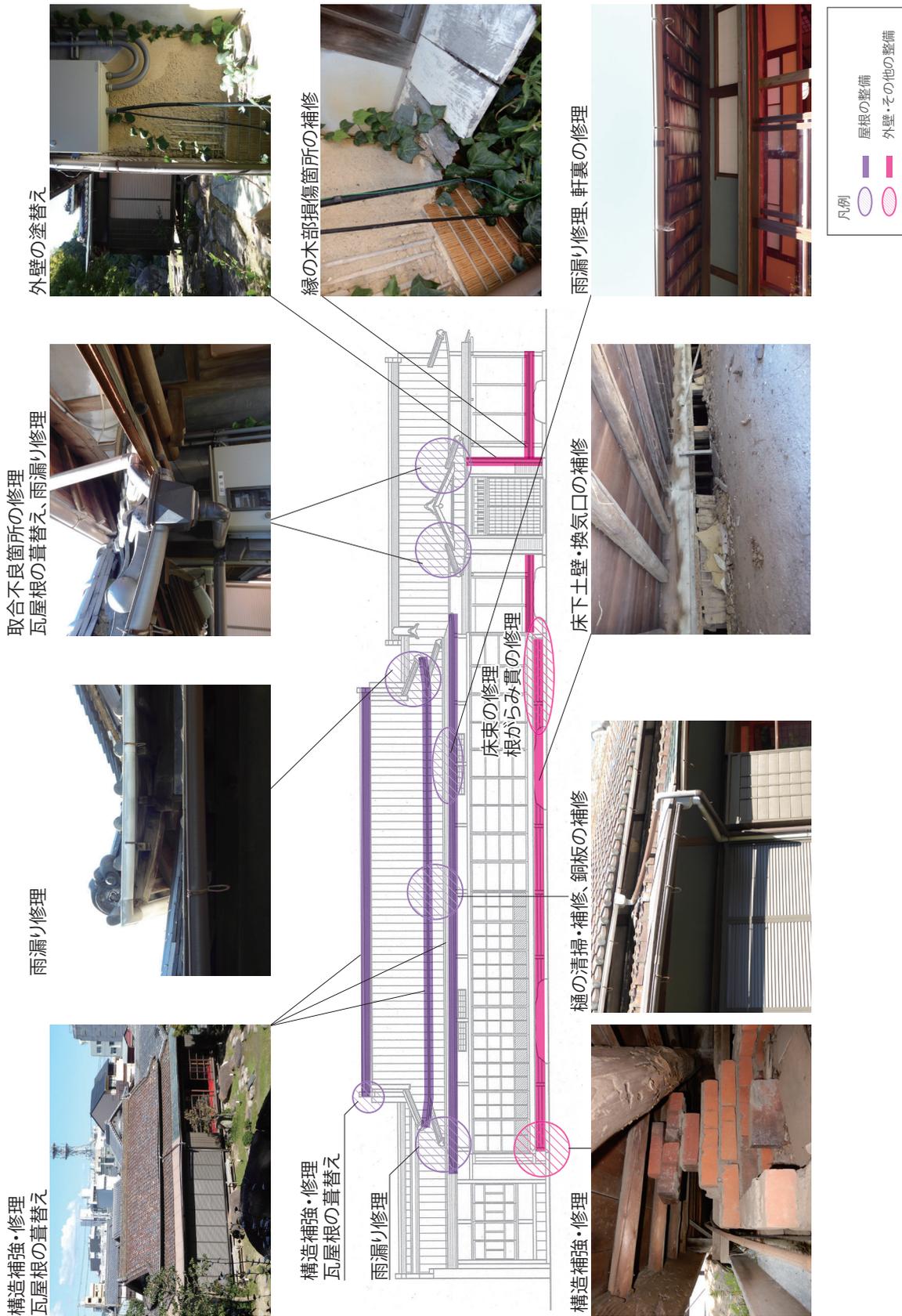
建造物	部屋名	部位	整備内容	
内部	玄関棟	玄関	壁面 構造補強、壁の塗替え、腰張りの修理、敷居の修理、建具の修理 床 土間の補修	
		ホール	床 床板の修理	
		押入（ホール）	壁面 壁の塗替え	
		和室	天井部	雨染み跡の補修
			床	床板の修理、畳の新調もしくは床材の検討
			壁面	壁の塗替え
		押入（和室）		損傷箇所の修理、壁の塗替え
	書院棟	西側広間	天井部	雨染み跡の補修
		東側広間	天井部	天井板の補修
			壁面	壁の塗替え
			建具	建具の修理
		広縁	天井部	雨染み跡の補修、構造補強・修理、天井板の隙間補修
			床	構造補強・修理 小動物の侵入防止対策の上、建具撤去
		和室（4.5帖）	天井部	構造補強・修理
			壁面	壁の塗替え
			床	床板の修理
		廊下	壁面	壁の塗替え
			床面	構造補強、床板の修理
		台所・浴室・洗面		公開活用における整備
		便所	建具	建具の新設もしくは開口部閉塞、公開活用における整備
	新玄関棟	和室（6帖）	床	畳の新調
			建具	構造補強・修理、建具の修理
		縁側	壁面	壁の塗替え
			床	床板の修理
		和室（3帖東）	床	床板の修理
		和室（3帖西）	柱	構造補強、公開活用における整備
		玄関	壁面	壁の塗替え
			建具	ガラスの補修
		ホール	壁面	柱の補修
	廊下	壁面	壁の塗替え	
洗面・浴室・便所・押入		公開活用における整備		
外部	屋根		構造補強・修理、瓦屋根の葺替え、雨漏り修理、取合不良箇所の修理、軒裏の修理、銅板の補修	
	壁面		トタン壁劣化部分の補修、外壁の塗替え、戸袋の修理	
	雨樋		樋の清掃・補修	
	その他		縁の塗替え、縁の木部損傷箇所の補修、床下土壁・換気口の補修、根がらみ貫の修理、床束の修理、土嚢袋の撤去及び小動物の侵入防止対策	



図IV-7 書院建築内部 新玄関棟の主な整備・修復箇所（「書院建物平面図」に加筆）



図IV-9 書院建築外部 北立面の主な整備・修復箇所（「益習館庭園内書院現況図 立面図」に加筆）



図IV - 10 書院建築外部 南立面の主な整備・修復箇所（「益習館庭園内書院現況図 立面図」に加筆）